# 令和８年第１回君津市議会臨時会

# 議 案 参 考 資 料

令和８年１１月１３日

君　　津　　市

# 令和８年第１回君津市議会臨時会議案参考資料目録


| 議　案　番　号 | 資　　料　　名 | 頁 |
|---|---|---|
| 議案第　２　号 | 君津市火災予防条例新旧対照表 | １ |

君津市火災予防条例新旧対照表

| 改正案 | 現　行 |
| --- | --- |
| （液体燃料を使用する器具）<br>第１８条　省略<br>２　省略<br>３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。 | （液体燃料を使用する器具）<br>第１８条　省略<br>２　省略 |
| （固体燃料を使用する器具）<br>第１９条　省略<br>２　省略<br>３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。 | （固体燃料を使用する器具）<br>第１９条　省略<br>２　省略 |
| （気体燃料を使用する器具）<br>第２０条　省略<br>２　省略<br>３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。 | （気体燃料を使用する器具）<br>第２０条　省略<br>２　省略 |
| （電気を熱源とする器具）<br>第２１条　省略<br>２　省略<br>３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。 | （電気を熱源とする器具）<br>第２１条　省略<br>２　省略 |